

5畜産第1062号

令和5年7月26日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省（※1）畜産局長

## 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について

近年、家畜の感受性を理解し、その生態や習性による行動が妨げられないことがないよう、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められるなか、世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関で、我が国も加盟している国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）では、肉用牛、ブロイラー等の各畜種等に関するアニマルウェルフェアの国際基準が順次策定され、「陸生動物衛生規約」（以下「OIE コード」という。）に掲載されてきた（注）。このような国際的な動向も踏まえ、農林水産省としては、これまで、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及し、定着させるため、平成29年及び令和2年に「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（平成29年11月15日付け29生畜第794号畜産振興課長通知及び令和2年3月16日付け元生畜第1897号畜産振興課長通知）を発出するとともに、畜種ごとの飼養管理方法等については、公益社団法人畜産技術協会（以下「畜技協」という。）が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を基に、その普及を支援してきた。

その後も、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められている国際的な動向のなか、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）においては、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、そのうち、牛肉の輸出額については3,600億円という目標が設定されている。さらに、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、「科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの向上を図るための技術的な対応の開発・普及」を図る

こととされ、今後、基本計画に掲げた輸出額目標を達成し、かつ、持続可能な食料システムを構築するためには、我が国の畜産物も国際的な動向に配慮した生産を強く意識する必要がある。

このため、今般、下記のとおり我が国として、各畜種等に関するアニマルウェルフェアの国際基準等（以下「国際基準等」という。）により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本理念を改めて周知することとする。さらに、畜種ごとの飼養管理方法等については、畜技協が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を基に、その普及を行う取組をさらに強化するため、農林水産省において、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を新たに示し、その普及を図っていくこととする。このことについて、貴局（※2）管内の都道府県に周知するとともに、畜産関係者への周知を依頼されたい。その際、都道府県に対しては、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する部署等とも連携し、本通知の周知を図るよう併せて要請ありたい。

なお、別添のとおり、関係省庁及び関係団体宛て通知を発出したことを申し添える。

(注) OIEでは、これまで、動物の輸送、動物のと畜、疾病の管理を目的とした動物の殺処分、肉用牛、ブロイラー、乳用牛、役用馬及び豚に関するアニマルウェルフェアの国際基準が策定されてきた。なお、採卵鶏に関するアニマルウェルフェアの国際基準については、加盟国間の意見の隔たりが大きく、令和3年5月の総会において、採択には至らなかつたものの、採択に付された国際基準案は、多様な飼養方式を認める内容となっており、我が国はこれを支持していたところ。

## 記

### 1 アニマルウェルフェアの定義等について

#### (1) アニマルウェルフェアの定義と5つの自由

OIEコードにおけるアニマルウェルフェアの国際基準における序論（以下「序論」という。）において、「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう」と定義されている。

また、序論ではアニマルウェルフェアを考える上で役立つ指標として、「5つの自由」（「飢え、渴き及び栄養不良からの自由」、「恐怖及び苦悩からの自由」、「身

体的及び熱の不快さからの自由」、「苦痛、傷害及び疾病からの自由」及び「通常の行動様式を発現する自由」)が示されている。

これら5つの自由が、全ての動物に係るアニマルウェルフェアにおいての基本的な理念であることを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第2条第2項において「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」という基本原則が規定されている。

## (2) アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理における一般原則

家畜は、人が経済活動の一環として飼養しており、伴侶動物のように終生飼養はせず、最終的には食肉等として利用することが前提となる。このため、それに供されるまでの期間、科学的な根拠に基づき、より良い環境下で飼養するよう努めることが重要である。したがって、**アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がアニマルウェルフェアの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではないことを関係者が十分認識し、その推進を図っていく必要がある。**

## 2 家畜の管理者、飼養者等の責務について

### (1) 良好的なアニマルウェルフェアの確保

序論では、「もし動物が、健康であり、栄養状態が良く、安全で、苦痛、恐怖及び苦悩のような不快な状態を経験しておらず、並びに動物の身体的及び心的な状態にとって重要な行動を発現することができる場合、動物は良好なアニマルウェルフェアを経験する」、「良好なアニマルウェルフェアは、疾病の予防及び適切な獣医療、住まい、管理及び栄養、刺激的及び安全な環境、人道的な取扱い並びに人道的なと畜又は殺処分を必要とする」とされている。

このため、良好なアニマルウェルフェアの確保には、飼養管理システムの設計、飼養環境の管理、責任ある飼養、適切な世話などの家畜等の管理業務が関係し、これら

の要素が損なわれた場合には、深刻な問題が生じ得ることを認識する必要がある。

## (2) 管理者、飼養者等における知識と技術の習得

管理者は、家畜の健康及び良好なアニマルウェルフェアを確保するために十分な人数の飼養者等を確保する。また、管理者、飼養者等は、家畜の生態、習性、行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的 requirement 及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識と技術を身に付けるための適切な経験を積み、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得できるようとする。特に、慢性疾病への罹患や損傷が疑われる家畜を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、輸送の適合性を評価する知識や適正なボディコンディションに関する知識も習得する。その際、獣医師等による指導を受けることが難しい場合にあっては、畜技協が公表している資料等を参照して対応されたい。

また、畜産局長が別に定める畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下、「指針」という。）の中で測定指標などを示したので、毎日の家畜の観察の際にこれを活用し、日々アニマルウェルフェアの向上に努められたい。

## 3 「5つの自由」の確保について

家畜の飼養管理において、アニマルウェルフェアに配慮する上での「5つの自由」を確保するための主な対応は、以下のとおりである。

なお、アニマルウェルフェアが損なわれた場合、常同行動等を始めとするストレスに由来する異常行動、疾病の罹患率や死亡率の上昇、外貌の変化、生産成績の変化等が生ずることがある。このため、家畜の観察を少なくとも1日1回は実施し、これらの兆候が確認された場合には、原因の特定に努め、その改善を図られたい。

## (1) 飢え、渴き及び栄養不良からの自由

家畜の発育段階等に合わせ、畜種ごとの栄養要求を考慮し、全ての家畜が量と質のバランスが適切な栄養と生理的 requirement を満たす十分な飲用水を得ることができるようとする。体重がその畜種の標準的な発育から外れて変化し、とりわけ極端かつ急激に減少した場合は、疾病に罹患している可能性やアニマルウェルフェアが損なわれている可能性があるので留意する。

水については、毎日、新鮮で飲用に適した十分な量を給水する。

飼料については、家畜の健康に悪影響を与えるものが含まれていないか必要に応じて検査し、汚染や劣化を最小限に抑えて保管・給餌する。

家畜の輸送に際しては、その畜種、年齢及び状態や輸送時間、天候などにより、適切な間隔で休息を設け、給餌と給水を行う。

## (2) 恐怖及び苦悩からの自由

家畜を過度の若しくは突然の騒音が発生する環境下に置き、又は突発的に若しくは手荒に扱うといった不適切な取扱いは、家畜に恐怖や苦悩を引き起こすことがある。このため、畜舎などの家畜の飼養管理施設については、騒音が最小限となるよう維持し、管理する。

また、家畜に近づいたり、捕まえたりする際には、家畜が驚くことのないよう家畜との距離や位置関係にも配慮する。

## (3) 身体的及び熱の不快さからの自由

家畜にとって快適な温度域は、畜種や発育段階等により異なる。このため、飼養し、又は輸送する家畜に合わせた暑熱対策や寒冷対策を行う。

また、畜舎などの家畜の飼養管理施設におけるアンモニア等の有害物質の過度な滞留は、家畜や飼養者の呼吸器等に障害を起こすなどにより、健康に悪影響を与えるため、適切に換気を行い、その低減に努める。

## (4) 苦痛、傷害及び疾病からの自由

痛みを伴うおそれのある処置（去勢、蹄の手入れ、除角等）を行う場合は、若齢時に実施する、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うなど、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択する。また、家畜への苦痛の少ない代替方法等の実施も検討する。

家畜を取り扱う際に道具を用いる場合には、パネル（板）や旗等を用いることとし、家畜に損傷を負わせたり不要な痛みを与えたりする可能性のある道具の使用は避ける。

治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい発育不良や虚弱で正常な発育に回復する見込みのない場合など、やむを得ず農場内において家畜を安楽死させなければならないときには、直ちに意識の喪失状態に至るようにするなど、できる限り苦痛

の少ない方法により安楽死させる。

#### (5) 通常の行動様式を発現する自由

家畜が快適に休息することができ、姿勢を正常に調整することができるなど、快適で安全なものとし、家畜本来の生態や習性に従った自然な行動がとれる機会を設けるようになることが重要である。

具体的には、畜舎は、①突起物など家畜が損傷する原因がない構造であること、②床面は滑りにくい材質を用い、水はけを良くし、衛生的な状態を確保すること、③家畜が休息するための十分なスペースが確保され、立ち上がる等の正常な行動をとれる構造であること、④各畜種の習性に応じ、十分な光量が確保されるよう、自然光や照明を適切に使用することに留意する。また、輸送に使用する車両などについても、これに準じた環境とする。

家畜を群飼する際には、多くの畜種では家畜同士で社会的順位の確立等のために闘争する習性があることから、群内の家畜同士が敵対して緊張感が増すことがないよう、群の構成に留意する。また、高い密度で飼養することは、損傷の発生を増やし、摂食、飲水、運動、休息等の行動に悪影響を与える可能性があることに留意する。

### 4 畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針について

#### (1) 指針の普及及び推進のための取組

畜種ごとの飼養管理等については、国際基準等に基づき、畜技協が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を参考としながら、技術的な留意事項を指針により「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明らかとなるよう取りまとめた。「実施が推奨される事項」の各事項について、具体的にいつまでの実施を目指すのかに関しては、令和3年6月に公表された「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会報告書」の提言を踏まえ、農林水産省が「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の報告書を踏まえた農林水産省の改善策について」において公表した改善策に記された意見交換会で、関係者の意見を聞くなどして今後設定する。くわえて、その実施状況の把握を行い、可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象としていく等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る方針である。

## (2) 指針に記載していない事項

指針に記載していない事項については、国際基準等を参照されたい。

このほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の編集による各畜種の日本飼養標準及び日本標準飼料成分表や各都道府県の畜産試験場が公表している各種マニュアル等には、アニマルウェルフェアに対応した飼養管理を行う上で有益な情報が記載されているので参考にされたい。

## 5 その他

### (1) 関係法令等の遵守

家畜の飼養管理に関する法令上の基準等については、動物の愛護及び管理に関する法律、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号）のほか、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、同法に基づく「飼養衛生管理基準」及び「特定家畜伝染病防疫指針」並びに牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）等が定められている。アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進に当たっては、これらの関係法令等を遵守されたい。

### (2) 指針に取り上げた畜種以外の家畜について

指針に取り上げた畜種以外の家畜（山羊、めん羊等）については、指針の記載に準じた飼養管理が行われることが望ましい。

※1 内閣府沖縄総合事務局宛ては「農林水産省」を記載する。

※2 北海道農政事務所宛ては「貴農政事務所」と記載する。